

総税企第51号
令和2年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）は令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

令和2年度の税制改正においては、現下の経済社会情勢等を踏まえ、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこととした。
- (2) 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行うこととした。
- (3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うこととした。

二 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除することとした（法23⑫、34⑧Ⅱ、令7の2の2、則1の9の8）。
 - ア その者と生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有すること。
 - イ 前年の合計所得金額が500万円以下であること。
 - ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。
- (2) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税における寡婦（寡夫）控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 寡婦について、以下の措置を講ずる（法23⑪、令7の2、則1の9の7）。
 - ① ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととする。
 - ② 寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加える。
 - ③ 扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。
 - イ 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止する（旧法23⑫、34⑧Ⅲ、③）。
- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずることとした（法45の3の2①、45の3の3①）。

- (4) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとした（法24の5①Ⅱ）。
- (5) (1)及び(2)に伴い、令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした（法37Ⅰ、令7の16の2）。
- (6) 個人の道府県民税に関する申告書について、寡夫控除額に関する事項の記載を不要とし、ひとり親控除額に関する事項を記載するものとする事とした（法45の2①Ⅴ）。
- (7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4①）。
- (8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2①）。
- (9) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした（法附則6①）。
- (10) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を3年延長することとした（法附則33の3④）。
- (11) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとした（法附則34①）。
- (12) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する等所要の措置を講ずることとした（法附則34の2①～③）。
- (13) 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の道府県民税の非課税措置について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、適用することとした（法附則35の3の3③）。
- (14) 令和6年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、扶養控除の対象となる親族から、非居住者である扶養親族のうち年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しないものを除外することとした（法34①Ⅺ）。
- ア 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者
- イ 障害者
- ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- (15) 令和6年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、非居住者である扶養親族のうち年齢30歳以上70歳未満の者であって(14)ア又はウに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、所得税において(14)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類の提出等が義務付けられることとあわせて、個人住民税の申告の際に、(14)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類を添付し、又は提示しなければならないこととした（則2の2⑤）。
- (16) 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の道府県民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の

金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした（法附則35の3の2①②）。

- (17) 雑損控除の対象となる資産について受けた損失の金額について、その資産が配偶者居住権等一定のものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡又は消滅があったものとみなして一定の方法により譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができることとした（令7の13の4）。
- (18) 通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとした（法23①Ⅲ）。
- (19) 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとした（法24⑤）。
- (20) 通算法人は、当該通算法人が課される法人税割額について、次のとおり申告納付を行うものとした。
- ア 法人税に係る申告書を提出する義務がある通算法人は、当該申告書の提出期限までに、申告納付をしなければならないこと（法53①）。
- イ 通算親法人が協同組合等である通算子法人（前事業年度の法人税額を当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日以後であるときの事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日（イにおいて「6月経過日」という。）において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、中間申告納付をしなければならないものとする（法53②）。
- (21) 法人税割の課税標準となる法人税額の算定について、次の控除又は加算を行うこととした。
- ア 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法人税法の規定によりないものとされた欠損金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が通算適用前欠損金額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除すること（法53③⑥）。
- イ アの控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損金額に、控除を受ける法人の最初通算事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53④）。
- ウ 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法人税法の規定により合併法人等の欠損金額とみなされなかった欠損金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が合併等事業年度以後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、一定の額を限度として、控除対象合併等前欠損調整額を控除すること（法53⑧⑩）。
- エ ウの控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、控除を受ける法人の合併等事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53⑨）。

オ 法人に当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、加算対象通算対象欠損調整額を加算すること（法53⑪）。

カ オの加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53⑫）。

キ 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法人税法の規定により益金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が通算対象所得金額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象通算対象所得調整額を控除すること（法53⑬⑭）。

ク キの控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、控除を受ける法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53⑮）。

ケ 法人に当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、加算対象被配賦欠損調整額を加算すること（法53⑯）。

コ ケの加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53⑰）。

サ 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除すること（法53⑱⑲）。

シ サの控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、控除を受ける法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53⑳）。

ス 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度等において生じた還付対象欠損金額（法人税法の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が還付対象欠損金額の生じた事業年度等以後連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象還付対象欠損調整額を控除すること（法53㉑㉒）。

セ スの控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、控除を受ける法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度等後最初に開始する事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法53㉓）。

- (22) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止するこ

ととした（旧法附則 8 ⑮⑯）。

- (23) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則 8 ⑮⑯）。
- (24) 地域再生法に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の道府県民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 8 の 2 の 2 ①③）。
- ア 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の道府県民税の法人税割額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の 100 分の 5.7 に相当する金額とすること。
- イ 認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすること。

2 事業税

- (1) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式について、次の見直しを行うこととした。
- ア 電気供給業のうち、電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「小売電気事業等」という。）及び同項第 14 号に規定する発電事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「発電事業等」という。）に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金 1 億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課するものとする（法 72 の 2 ①Ⅲ、則 3 の 14）。
- イ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人事業税の標準税率を次のとおりとすること（法 72 の 24 の 7③）。
- ① 資本金 1 億円超の普通法人
- (イ) 収入割 100 分の 0.75
 - (ロ) 付加価値割 100 分の 0.37
 - (ハ) 資本割 100 分の 0.15
- ② 資本金 1 億円以下の普通法人
- (イ) 収入割 100 分の 0.75
 - (ロ) 所得割 100 分の 1.85
- ウ ア及びイに伴う所要の措置を講ずること（法 72 の 2 の 2⑥⑧、72 の 12、72 の 25 ①⑪⑫、72 の 26④、72 の 29②④、72 の 41①、72 の 41 の 3②③、令 20 の 2 の 26⑥⑦、則 4 の 6 の 2、4 の 6 の 3、4 の 7ⅢⅣ）。
- (2) 敷地分割組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした（法 72 の 5①Ⅷ）。
- (3) 通算子法人の事業年度は、連結法人と同様に、通算親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とすることとした（法 72 の 13）。
- (4) 通算法人の事業税の付加価値割の課税標準となる付加価値額の計算の基礎となる単年

度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算（法人税における損益通算、欠損金の通算等を除く。）の例により算定するものとした（法72の18）。

- (5) 通算法人の事業税の所得割の課税標準となる所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算（法人税における損益通算、欠損金の通算等を除く。）の例により算定するものとした（法72の23①②）。
- (6) 通算子法人は、当該事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日以後であるときの事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6月を経過した日（(6)において「6月経過日」という。）において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、中間申告納付をしなければならないものとした（法72の26①）。
- (7) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則9③）。
- (8) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで延長することとした（法附則9⑧）。
- (9) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、国内設備投資額が当期償却費総額の100分の90以上であることとの要件を、当期償却費総額の100分の95以上であることとした（法附則9⑬⑭）。
- (10) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において、一般送配電事業者の収入金額のうち使用済燃料再処理等既発電費に相当する金額を控除する措置を廃止することとした（旧法附則9⑱、旧令附則6の2⑥）。
- (11) 認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした（法附則9の2の2①）。
 - ア 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の100分の20に相当する金額とすること。
 - イ 認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすること。
- (12) 法人が特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の付加価値割及び所得割の課税標準について、所要の措置を講ずることとした（令20の2の16、21の4）。
- (13) 収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証する一定のものを購入した場合（電

気事業法に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。) であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う一定の場合における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額を追加する措置を講ずることとした(令22Ⅶ、則4の2の2)。

3 地方消費税

- (1) 譲渡割に係る利子税について、所要の規定の整備を行うこととした(法附則9の4②、9の9①)。
- (2) 地方消費税に係る徴収取扱費について、所要の経過措置を講じた上、次の見直しを行うこととした。
 - ア 貨物割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。)に100分の0.65を乗じて算定する(令35の17①)。
 - イ 譲渡割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。)に100分の0.55を乗じて算定する(令附則6の11①)。

4 不動産取得税

- (1) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること(法附則10⑤)。
 - イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること(法附則10の2①)。
 - ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること(法附則10の2②)。
 - エ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること(法附則11②)。
 - オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること(法附則11⑥)。
 - カ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること(法附則11⑧)。
 - キ 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的

な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則11⑬）。

ク 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則11⑭）。

ケ 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則11⑮）。

- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて舟艇事業により取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則11⑧）。

5 道府県たばこ税

- (1) 葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした（法74の4②、令39の9の2①）。

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとした。

イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとした。

- (2) 卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し及び本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しに係る課税免除の適用を受けようとする場合、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合でなければ、適用を受けないものとする（法74の6②③、則8の4）。

6 ゴルフ場利用税

- (1) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税措置を講ずることとした（法75の3I）。

- (2) スポーツ基本法に規定する国際競技大会のうち我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたもののゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、当分の間、非課税措置を講ずることとした（法附則12の2）。

7 軽油引取税

- (1) 電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置については、令和2年3月31日をもって廃止することとした（令附則10の2の2⑦）。
- (2) (1)の特例措置に係る免税証又は免税軽油使用者証の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が令和2年4月1日以後に到来する場合には、当該有効期間は令和2年3月31日に満了したものとみなすこととした（改正令附則6②）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 令和3年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除することとした（法292⑪、314の2⑧のⅡ、令46の2の2、則1の9の8）。
- (2) 令和3年度以後の各年度分の個人の市町村民税における寡婦（寡夫）控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 寡婦について、以下の措置を講ずる（法292⑩、令46の2、則1の9の7）。
 - ① ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととする。
 - ② 寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加える。
 - ③ 扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。
 - イ 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止する（旧法292⑫、314の2⑧③）。
- (3) 給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずることとした（法317の3の2①、317の3の3①）。
- (4) 令和3年度以後の各年度分の個人の市町村民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとした（法295①Ⅱ）。
- (5) (1)及び(2)に伴い、令和3年度以後の各年度分の個人の市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした（法314の6Ⅰ、令48の7の2）。
- (6) 個人の市町村民税に関する申告書について、寡夫控除額に関する事項の記載を不要とし、ひとり親控除額に関する事項を記載するものとする事とした（法317の2⑤Ⅴ）。
- (7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4①）。
- (8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2①）。
- (9) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした（法附則6④）。
- (10) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を3年延長

することとした（法附則 33 の 3⑧）。

- (11) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円（当該長期譲渡所得の金額が 100 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとした（法附則 34④）。
- (12) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を 3 年延長する等所要の措置を講ずることとした（法附則 34 の 2④～⑥）。
- (13) 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の市町村民税の非課税措置について、令和 6 年 1 月 1 日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、適用することとした（法附則 35 の 3 の 3⑧）。
- (14) 令和 6 年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、扶養控除の対象となる親族から、非居住者である扶養親族のうち年齢 30 歳以上 70 歳未満の者であって次のいずれにも該当しないものを除外することとした（法 314 の 2⑪ⅩⅠ）。
 - ア 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者
 - イ 障害者
 - ウ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者
- (15) 令和 6 年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、非居住者である扶養親族のうち年齢 30 歳以上 70 歳未満の者であって(14)ア又はウに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、所得税において(14)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類の提出等が義務付けられることとあわせて、個人住民税の申告の際に、(14)ア又はウに該当する者であることを明らかにする書類を添付し、又は提示しなければならないこととした（則 2 の 2⑤）。
- (16) 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人の市町村民税について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした（法附則 35 の 3 の 2④⑤）。
- (17) 通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとした（法 292①Ⅲ）。
- (18) 敷地分割組合について、収益事業課税とすることとした（法 294⑦）。
- (19) 通算法人は、当該通算法人が課される法人税割額について、次のとおり申告納付を行うものとした。
 - ア 法人税に係る申告書を提出する義務がある通算法人は、当該申告書の提出期限までに、申告納付をしなければならないこと（法 321 の 8①）。
 - イ 通算親法人が協同組合等である通算子法人（前事業年度の法人税額を当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額が 10 万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人事業年度開始の日以後 6 月を経過した日以後であるときの事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が 6 月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後 6 月を経過した日（イにおいて「

6月経過日」という。)において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合には、6月経過日から2月以内に、中間申告納付をしなければならないものとする(法321の8②)。

(20) 法人税割の課税標準となる法人税額の算定について、次の控除又は加算を行うこととした。

ア 法人に当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額がある場合は、当該法人が通算適用前欠損金額の生じた事業年度以後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限って、一定の額を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除すること(法321の8③⑥)。

イ アの控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損金額に、控除を受ける法人の最初通算事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと(法321の8④)。

ウ 法人に当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額がある場合は、当該法人が合併等事業年度以後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、一定の額を限度として、控除対象合併等前欠損調整額を控除すること(法321の8⑧⑩)。

エ ウの控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、控除を受ける法人の合併等事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと(法321の8⑨)。

オ 法人に当該事業年度において生じた通算対象欠損金額がある場合は、加算対象通算対象欠損調整額を加算すること(法321の8⑪)。

カ オの加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと(法321の8⑫)。

キ 法人に当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額がある場合は、当該法人が通算対象所得金額の生じた事業年度以後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限って、一定の額を限度として、控除対象通算対象所得調整額を控除すること(法321の8⑬⑯)。

ク キの控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、控除を受ける法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと(法321の8⑭)。

ケ 法人に当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額がある場合は、加算対象被配賦欠損調整額を加算すること(法321の8⑰)。

コ ケの加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと(法321の8⑱)。

サ 法人に当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦

欠損金控除額がある場合は、当該法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度以後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除すること（法321の8⑱⑳）。

シ サの控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、控除を受ける法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法321の8㉑）。

ス 法人に当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度等において生じた還付対象欠損金額がある場合は、当該法人が還付対象欠損金額の生じた事業年度等以後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象還付対象欠損調整額を控除すること（法321の8㉒㉓）。

セ スの控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、控除を受ける法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度等後最初に開始する事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこと（法321の8㉔）。

(21) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止することとした（旧法附則8⑮⑯）。

(22) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした（法附則8⑮⑯）。

(23) 地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長することとした（法附則8の2の2⑦⑧）。

ア 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の市町村民税の法人税割額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の100分の34.3に相当する金額とすること。

イ 認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすること。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 市町村は、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとする等との措置を講ずることとした（法343④⑤、令49の2、則10の2の12、10の2の13、10の2の14）。

(2) 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している

場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができるものとするほか、当該申告に係る所要の罰則を設けるものとした（法 384 の 3、385、386）。

- (3) 農業協同組合等が令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 5 年度間はその価格の 3 分の 2 の額とすることとした（法附則 15④⑥、令附則 11④⑨、則附則 6④）。
- (4) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から 3 年度間はその価格に 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則 15④⑦）。
- (5) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該滞在快適性等向上施設等に係る工事の完了から 5 年度間はその価格の 2 分の 1 の額とすることとした（法附則 15④⑧、令附則 11⑤）。
- (6) 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に同法に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産（同法に規定する機械及び装置等に限る。）について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間はその価格の 2 分の 1 の額とすることとした（法附則 15④⑨、令附則 11⑤①、則附則 6⑤⑥）。
- (7) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地震防災対策強化地域を対象地域から除外し、首都直下地震緊急対策区域を対象地域に追加した上、その対象資産の取得期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 15⑥、令附則 11⑨）。
- (8) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和 3 年度までに新たに固定資産税が課されるものとする（法附則 15③）。
 - イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準

- の特例措置について、その適用期限を令和3年度まで延長すること（法附則15⑤）。
- ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和7年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。
- エ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。
- オ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和6年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。
- カ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和3年3月31日まで延長すること（法附則15㉙）。
- キ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㉚）。
- ク 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15㉜）。
- ケ 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㉞）。
- コ 電気通信事業者で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する一定の特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㉟）。
- サ 都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が5年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㊱）。
- シ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の6）。
- ス 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和4年3月31日まで延長す

ること（法附則15の7）。

セ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の9①）。

ソ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤）。

ナ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩）。

ニ 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2①）。

ヌ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の9の2④⑤）。

ネ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和5年3月31日まで延長すること（法附則15の10①）。

ノ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事をを行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15の11）。

(9) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和5年3月31日までとすること（法349の3③、令52の2の2、則11、法附則15④⑤、令附則④⑥⑦、則附則6②③）。

イ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15①⑦、則附則6⑫⑬）。

① 小規模な総合効率化事業者以外が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備について、課税標準をその価格の3分の2（現行5分の3）の額とすること。

② 小規模な総合効率化事業者以外が取得した一定の車両について、課税標準をその価格の3分の2（現行5分の3）の額とすること。

- ウ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15②、則附則6⑫⑬、旧則附則6⑬）。
- ① 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設について、電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを適用対象から除外すること。
- ② 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を適用対象から除外すること。
- エ 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、既存更新車両の最大積載量を超えているもの及び高速走行、大量牽引又は大量積載が可能な電気機関車を適用対象から除外した上、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15⑦、則附則6⑮）。
- オ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の機械その他の設備に係る課税標準を3分の2（現行2分の1）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、則附則6㉔）。
- カ 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、特例港湾運営会社を適用対象から除外すること（法附則15㉕）。
- キ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準をその価格に4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては4分の3）（現行3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を令和4年3月31日まで延長すること（法附則15㉖、則附則6㉗、旧則附則㉗）。
- (10) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。
- ア 一般送配電事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法349の3①、旧令51の17、旧10の14）
- イ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉙、旧令附則11㉙）
- ウ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉚、旧令附則11㉚、旧則附則6㉚㉛㉜）
- エ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び

都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉔、旧令附則 1 1 ㉗）

オ 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉟、旧則附則 6 ㉟）

カ 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊱、旧令附則 1 1 ㊱、旧則附則 6 ㊱㊲㊳㊴）

キ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㊵、旧令附則 1 1 ㊵、旧則附則 6 ㊵）

3 市町村たばこ税

(1) 葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした（法 4 6 7 ㉔、令 5 3 の 2 ㉔）。

ア 令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間において、1 本当たりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0. 7 本に換算することとした。

イ 令和 3 年 1 0 月 1 日以後において、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算することとした。

(2) 卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し及び本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しのに係る課税免除の適用を受けようとする場合、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合でなければ、適用を受けないものとする（法 4 6 9 ㉔㉕、則 1 6 の 2 の 3）。

4 事業所税

敷地分割組合について収益事業課税とする特例措置を講ずることとした（法 7 0 1 の 3 4 ㉔）。

5 国民健康保険税

(1) 基礎課税額に係る課税限度額を 6 3 万円（改正前 6 1 万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 1 7 万円（改正前 1 6 万円）に引き上げることとした（令 5 6 の 8 8 の 2 ㉔㉕）。

(2) 国民健康保険税の減額の基準について、5 割（4 割・3 割）減額の対象となる所得の

算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5千円（改正前28万円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（改正前51万円）に引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。

第3 その他

- 1 決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた申告書の提出に係る不申告加算金についてする決定は、当該申告書の提出があった日から3月を経過する日まで、することができることとするとともに、この決定により納付すべき不申告加算金の消滅時効の起算日を、当該決定があった日の翌日とすることとした（法17の5⑥、18①二）。
- 2 徴税吏員は、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）に、地方税に関する調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを明確化することとした（法20の11）。
- 3 国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした（法41②、50⑤、71、71の22、71の43、71の63、72の71、73の39、74の30、97、144の54、177の2、177の24、203、288、334、376、463の10、463の30、485の6、544、616、697の2、700の68の2、701の21、701の68、702の8⑧、730の2、733の26の2、745①）。
- 4 延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこととした。
 - (1) 法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とすることとした（法附則3の2②）。
 - (2) 徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が猶予特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除することとした（法附則3の2③）。
 - (3) 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とすることとした（法附則3の2④、令附則3の2①）。
 - (4) (1)から(3)までの加算した割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とすることとした（法附則3の2⑤、令附則3の2②）。
- 5 特定徴収金について、その対象となる税目に道府県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加することとし、特別徴収義務者が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、申告及び納入を行うことができるよう、所要の措置を講ずることとした（令57の5の2Ⅲ～Ⅴ、則24条の39①ⅣのⅡ～ⅣのⅣ）。

三 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の改正に関する事項

単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人の道府県民税及び市町村民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置を講ずること（平成31年改正法3）。

四 航空機燃料譲与税法の改正に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与割合を13分の2から9分の2に引き上げる特例措置の適用期限を令和3年度まで延長することとした（航空機燃料譲与税法附則②）。

五 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正に関する事項

国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした（廃止前効暫定措置法30）。

六 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の改正に関する事項

- 1 森林環境税の非課税措置について、寡夫及び単身児童扶養者を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えること（森林環境税法4①②）。
- 2 国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした（森林環境税法25の2）。
- 3 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税について、特別会計に関する法律附則第10条第3項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与すること（森林環境税法附則2の2）。
- 4 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税額は、次に掲げる額とすること（森林環境税法附則3）。

年度	森林環境譲与税額
令和2年度及び令和3年度	400億円
令和4年度及び令和5年度	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

- 5 市町村及び都道府県に対する譲与額は森林環境譲与税額に対して次に掲げる割合とすること（森林環境税法附則3）。

年度	市町村に係る割合	都道府県に係る割合
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

七 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の改正に関する事項

- 1 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に100分の

40の税率を乗じて得た金額とすることとした（特別法人事業税法7V）。

- 2 国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした（特別法人事業税法27の2）。

八 特記事項（令和2年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

- 1 ひとり親控除又は寡婦控除の適用に当たって、市町村においては、前年12月31日時点における住民票の続柄の確認を行うとともに、その結果、申告者のひとり親控除又は寡婦控除の適用を対象外とした場合、それに関する情報を国税庁（税務署）にも共有すること。
- 2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、税額控除率の引上げ等を踏まえ、さらに積極的な取組を進めていただきたいこと。
- 3 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しに関して、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付け総務都第16号総務大臣通知）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化するための見直しを行ったことを踏まえ、適切に対応すること。
- 4 たばこ税の見直しに関連し、令和2年度与党税制改正大綱において「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

- 5 軽油引取税に係る課税免除の特例措置の見直しに関して、令和2年4月1日以降は、二の第1の7(2)により有効期間が令和2年3月31日に満了したものとみなされる免税証又は免税軽油使用者証についての返納義務が発生する（令43の15⑥⑩）ことから、その旨、当該免税証又は免税軽油使用者証の交付を受けた電気供給業を営む者に対して周知すること。
- 6 固定資産税に係る二の第2の2(1)の措置については、その課税対象となりうる「使用者」の範囲等に係る考え方や典型的な例等について、今後、別途通知により示す予定であること。
- 7 所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、二の第2の2(2)のとおり、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じることとしたが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要である。そのためには、今回新たに設ける申告制度を活用することに加え、住民基本台帳と

の連携を図ることが有効であり、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者についても、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されたいこと。なお、照会にあたっては、マイナンバーが必要となることから、固定資産課税台帳へのマイナンバーの付番を進められたいこと。

- 8 森林環境譲与税について、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、譲与額を前倒しで増額する趣旨を十分に踏まえ、関係部局と連携し、間伐等の森林整備及びその促進に関する事業に積極的に取り組むとともに、その用途の公表において十分な説明責任を果たしていただきたいこと。
- 9 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
 - (1) 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。また、情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和元年12月6日付け自治税務局電子化推進室事務連絡）に基づき、地方団体が保有する納税者に関する情報は特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることに留意しつつ、適正な税務執行に努めること。
 - (2) 地方法人二税の電子申告について、大法人は本日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められているところであり、eLTAXの機能の一つとして(5)のとおり地方税共通納税システムが稼働していることから、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組むこと。

なお、法人税が課されず、法人住民税について均等割のみを課されている大法人においても同様に電子申告が義務化されることから、遺漏なく対応すること。
 - (3) 地方団体及び事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える地方独立行政法人等が行う消費税及び地方消費税の電子申告について、本日以後に開始する課税期間からeTaxによる電子申告が義務化されることから、庁内関係部局等と連携し、申告を行う事業者の立場として必要な対応について遺漏なく実施すること。
 - (4) 固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めているところであり、各地方団体においては、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と

利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- (5) 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、法人の利便性が大幅に向上するものであること、また、地方団体の税務事務においても、その効率化に資するものであることから、多くの法人に地方税共通納税システムを利用していただくよう、法人及び税理士会等への周知等の積極的な利活用の促進に取り組むこと。

- (6) 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組むこと。

地方団体の情報システムの標準化については、これまで各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方団体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じていることから、総務省においては、順次、情報システムの標準仕様書の作成に取り組んでおり、令和2年度からは基幹税務システム（対象税目は法人住民税、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び収滞納管理）の標準仕様書の作成を進めることとしている。各地方団体においては、この取組にご協力いただくとともに、税務システムのクラウド化や共同化に取り組むこと。

- (7) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

- (8) 国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化については令和2年3月、財務諸表の電子的提出の一元化については本日から実施されており、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組むこと。

- (9) 財産調査で用いる金融機関照会様式及び給与等照会様式については、統一様式が取りまとめられており、当該統一様式を使用すること。

また、地方税共同機構に設置されたワーキンググループにおいて、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）の統一様式がとりまとめられ、当該様式を令和3年4月1日から全地方団体において受け付けることができるようにすべきとの報告書がとりまとめられた。これを踏まえ、各地方団体において、当該様式による申請を受け付けることができるよう必要な準備に取り組むこと。

この他、地方団体における手続上の書式・様式に関し、eLTAXを活用すれば全国統一フォーマットによる手続が可能となり、事業者の負担軽減につながることから、引き続き、その活用の促進に取り組むこと。

- 10 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）及び「地方税事務にお

ける個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付け総税市第12号総務省自治税務局長通知）のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底すること。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、ガイドラインの内容に留意し、

- (1) 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する
- (2) 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
- (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施する

など、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応すること。

- 11 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加するが生じることとなる。このため、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、適切に対応されたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応されたいこと。
- 12 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたことにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。
- 13 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。
- 14 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止する

ことができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

- 15 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について」（令和2年3月6日付け総税企第28号総務省自治税務局長通知）等のとおり、国税における取扱いを踏まえて、適切に運営していただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への対応については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（令和2年3月18日付け総税企第45号総務省自治税務局長通知）において徴収の猶予等について留意点を示したところであり、納税者等の置かれた状況に十分配慮して、適切に対応していただきたいこと。

- 16 自動車及び軽自動車の保有関係手続に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3月末に窓口での申請手続が集中する傾向を回避するため、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」（令和2年3月17日付け総税都第11号総務省自治税務局長通知）のとおり、自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用促進の積極的な周知を行っていただくとともに、自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る4月以降になされた一定の申告については、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手続がなされたものであった場合、4月以降の申告であっても、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行っていただきたいこと。また、上記の取扱いについて、各地方団体のホームページ等を通じて、申告対象者に対して広報及び周知していただきたいこと。

- 17 本年度改正に係る事項のうち、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応に関する地方税法施行令の改正、一体型滞在快適性等向上事業に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設に関する地方税法施行規則の改正等は、別途行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）による改正前の地方税法施行令

「改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）

「平成31年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）

「平成31年改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）

- 「廃止前暫定措置法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法
- 「廃止前暫定措置令」：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令
- 「森林環境税法」：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）
- 「特別法人事業税法」：特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）